

厚生労働省北海道労働局発表
令和5年2月17日

担当
厚生労働省北海道労働局
雇用環境・均等部指導課
課長 佐藤 浩一
雇用環境改善・均等推進指導官 瀬口 哲生
代表電話 011(709)2311 (内線 3577)
直通電話 011(709)2715

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業が決定しました 《株式会社南香園》

北海道労働局（局長 ともふじ としあき 友藤 智朗）は、今般、株式会社南香園を女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業として認定しました。

この認定は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等一定の要件を満たした場合に、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度で、評価基準に応じて3段階に分かれており、株式会社南香園は評価基準を全て満たす「3段階目」の認定となりました。

えるぼし認定企業＜3段階目＞

株式会社南香園

代表取締役 廣部 修平
従業員数 14名（うち女性4名）
札幌市 建設業



女性活躍の状況（評価基準）

- 採用：「通常の労働者に占める女性労働者の割合」が、産業平均値以上である
- 継続就業：評価対象となっている雇用管理区分において、女性の平均勤続年数の比率が評価項目基準に達している
- 労働時間等の働き方：労働者における法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数の1人あたりの平均が、直近事業年度の各月ごとで、全て45時間未満である
- 管理職比率：管理職に占める女性の割合が、産業平均値以上である
- 多様なキャリアコース：直近3事業年度において、おおむね30歳以上の女性を通常の労働者として中途採用している

〈添付資料〉

- 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定について
- 北海道における女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業一覧

【道政記者クラブ・経済記者クラブ同時提供】